

〜児童の健やかな成長を応援します〜

児童手当・児童扶養手当など家庭支援のご案内

児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するために支給します

■対象になる人

当市に住民登録し、中学校修了前の児童（15歳到達日以後、最初の3月31日までの間にある児童を育てている人。 ※日本国外に居住している児童は支給対象になりません。 ※児童が施設に入所している場合は施設に支給されます。

■手当の月額

児童の年齢	手当月額		
	児童手当	特例給付	
3歳未満(一律)	15,000円	児童1人につき 5,000円	
3歳以上 小学校修了前	第1・2子		10,000円
	第3子以降		15,000円
中学生(一律)	10,000円		

※第3子以降とは、18歳になって最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。
※「特例給付」とは所得制限に該当した場合の名称です。
※所得制限は平成24年6月分以降の手当から適用されています。

■所得制限

前年の所得額が所得制限額（左表）を超えたときは、児童一人につき5千円の支給（特例給付）になります。

扶養親族の数 (所得申告の際の人数)	所得制限額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人以上	1人につき 38万円加算

■申請について

子どもが生まれたときや他市町村から転入してきたときに、申請することで受給できるようになります。手当は申請の翌月分から支給します。手当の申請者は、父親または母親で生計中心者となります。公務員は勤務先での手続きとなります。

て15日以内の申請であれば、出生日または転出予定日の翌月分からの支給となります。

【申請に必要なもの】

- ・印鑑(スタンプリ式印鑑以外)
- ・申請者名義の預金通帳(市内金融機関のもの)
- ・申請者本人の健康保険証
- ・市の国民健康保険加入者は不要
- ・養育している児童の住所が市外にあるときは、その児童の世帯全員の住民票
- ・申請者とその配偶者が、平成26年1月2日以降に北上市に転入した場合は、平成26年度課税・所得証明書(平成25年度の所得額と扶養人数が分かるもの)

■支給日

2〜5月分：6月10日(火)
6〜9月分：10月10日(金)
10〜1月分：2月10日(火)

■現況届の案内

受給者には、6月中に現況届を提出していただき受給資格を更新します。対象者には現況届の書類を5月末に送付しますので、必要事項を記入の上、提出してください。提出

出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなります。なお、受給者と配偶者の所得を審査し、その結果、受給者を変更していただく場合もあります。

▽受付期間

6月2日(月)〜6月30日(月)
午前8時30分〜午後5時15分

児童扶養手当

ひとり親家庭などに対して、生活の安定や自立の促進のために支給します

■受給できる人

ひとり親家庭の父親または母親、両親に代わって児童を育てている人。ただし、手当を受けようとする人が公的年金給付を受けることができるなど、対象にならない場合があります。詳細はお問い合わせください。

■手当の月額

児童1人 4万1020円
児童2人 5千円加算、児童3人以上 1人当たり3千円加算。

※児童が18歳になる日以降、最初の3月まで支給します(ただし、障がいのある児童の場合は、20歳に達した日の前日の属する月まで)。

■所得制限

手当を請求する本人またはその同居の親族(扶養義務者)

※毎週火曜日は午後6時30分まで延長します。

▽受付場所

本庁舎4階子育て支援課

▽郵送の場合

〒024-8501(住所不要・切手貼付)子育て支援課
あて

扶養親族の数 (所得申告の際の人数)	所得制限額		扶養義務者 (同居の親兄弟など)
	請求者本人 全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人以上	1人につき38万円加算		

■現況届

受給者には毎年8月中旬に現況届を提出していただき、受給資格を更新します

特別児童扶養手当

障がいのある児童を育てている人に支給します

■受給できる人

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童を育てている人。ただし、社会福祉施設に入所中の場合を除きます。

■手当の月額

1級 4万9900円
2級 3万3230円

※4月に改定されました。

■所得制限

手当を請求する本人か配偶者、同居の親族(扶養義務者)の前年の所得額が所得制限額(下表)を超えるとときは、一定期間支給を停止します。

扶養親族の数 (所得申告の際の人数)	請求者本人	配偶者および 扶養義務者
0人	459万6,000円	628万7,000円
1人	497万6,000円	653万6,000円
2人	535万6,000円	674万9,000円
3人	573万6,000円	696万2,000円
4人以上	1人につき 38万円加算	1人につき 21万3,000円加算

■所得状況届

受給者には毎年8月11日(9月10日まで)に届を提出いただき、受給資格を更新します。

更なる自立に向けて

ひとり親家庭の自立に向けて「子育てや生活の支援」「就業支援」などを行っています

◎母子寡婦福祉資金貸付制度

就業や児童の進学などで資金が必要ときは、貸し付けを受けることができます。詳しくは花巻保健福祉環境センター北上市駐在(☎65)

2732へ。

◎母子家庭等自立支援事業

ひとり親家庭のお父さんやお母さんの就業に向けた能力開発や資格取得を支援します。事前に手続きが必要ですので、あらかじめ同課へご相談ください。ただし、ハローワークでの同様の給付金の受給資格のない人が対象です。

■自立支援教育訓練給付金

ホームヘルパー講座など就業に必要と認められる、市が指定する講座を受講した場合その費用の一部を助成します。

■高等技能訓練促進給付金

看護師や介護福祉士、保育士などの資格取得のために2

年以上養成機関で受講する場合、受講期間のうち2年間給付金を支給します(3年目以降については、母子寡婦福祉貸付制度を活用できます。ただし父子家庭は対象になりません)。さらに、修了後に修了支援給付金を支給します。

問い合わせ 子育て支援課
☎72-8261

乳幼児等医療費受給者証の申請受け付け開始は6月中旬の予定です。

○問い合わせ
国保年金課公費医療係
☎72-8205

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

両給付金ともに給付対象見込みの人に、それぞれ6月末に申請書類を郵送する予定です。申請書類を返送していただき、審査の上、給付対象と認められた人に給付金を支給します。

給付までの流れ

■申請期間…7月1日(火)~10月1日(水)

■申請方法

①市が給付対象見込みの人に申請書を送付します

※子育て世帯臨時特例給付金について、公務員の方は職場から申請書類が交付されます

②受給希望者は市に申請書を送付します

申請書類に必要な事項を記入し、必要書類を添えて期間内に返送してください

※返信用封筒を同封します。郵送で申請してください。

※必要書類は申請書に同封する文書で確認してください。

③市が申請内容を確認し、対象者に給付します

申請書の内容を審査し、給付対象の人には希望の金融機関口座に給付金を振り込みます。

※審査完了後、給付決定(または不承認)通知書を送付する予定です。給付決定の場合、通知書に給付日などを記載します。

※原則、口座振込です。金融機関口座をお持ちでない人に限り現金給付となります。

専用窓口を開設します

■ところ…ツインモールプラザ西館1F(さくら野百貨店北上店となり)

※期間内は専用電話を設置します。電話番号や受付時間などの詳細は決まり次第お知らせします。

「振り込み詐欺や」「個人情報の搾取」にご注意ください

■「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」に関して、市役所の職員が、『ATM(銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いすること』『給付のために手数料などの振り込みを求めること』『キャッシュカードをお預かりすること』などはありません。

また現在、住民の皆さんから申請を受け付けていませんので、世帯構成や金融機関の口座番号を問い合わせることはありません。

ご自宅や職場などに市職員などをかたった電話がかかってくる、郵便が届いたら、迷わず市や最寄りの警察署または警察相談専用電話(☎9110)にご連絡ください。

問い合わせ

▷臨時福祉給付金について…政策企画課 ☎72-8224、福祉課 ☎72-8213

▷子育て世帯臨時特例給付金について…政策企画課 ☎72-8224、子育て支援課 ☎72-8261

▷制度について…厚生労働省 ☎0570-037-192(専用ダイヤル)